

平成 29 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1、日 時：平成 29 年 10 月 30 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 45 分
- 2、場 所：門真市役所 別館 3 階 第 3 会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、中塚 泰彦、五十野 文子、山根 保、上村 梨恵、
山元 真紀、水井 直美、林 孝俊、東口 房正、邨橋 雅広、上月 めぐみ、
内藤 弘子、林 めぐみ、奥田 智香、黒石 美保子、小西 健
- 4、事務局：こども部 内田部長、南野次長
こども政策課 田代課長、山中課長補佐、小西副参事、高橋係員、山本係員、津田係員
子育て支援課 三宅課長
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
- 5、傍聴者：3 名
- 6、議 案：1. 部会の審議経過報告について
2. 門真市子ども・子育て支援事業計画における各施策の実施状況について
3. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は、委員 17 名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、本会議は成立しております。また、本日は 3 名の方が傍聴にお越しですので、合わせてご報告させていただきます。続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

事務局：なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。それでは、ここで本日より、新たな委嘱や今年 4 月の人事異動等に伴いまして、新任委員の方がいらっしゃいますので、各委員の方々をご紹介します。参考資料 1 の委員名簿をご覧ください。名簿順にご紹介いたします。はじめに、市民団体を代表する者として、門真市 P T A 協議会会長の上村様でございます。次に、事業者を代表する者として、守口商工会議所女性会より、水井様でございます。続きまして、子育て関係事業の実施に関係ある者として、智鳥保育園にて実施されている、地域子育て支援センターより、上月様です。次に、関係行政機関の大阪府中央子ども家庭センターより、林委員が人事異動により新たに就任いただいております。最後に、大和田小学校長の小西様でございます。合わせまして、事務局の職員につきましても紹介をさせていただきます。

こども未来部長の 内田でございます。

こども未来部次長の 南野でございます。

こども政策課長の 田代でございます。

子育て支援課長の 三宅でございます。

保育幼稚園課長の 花城でございます。

同じく保育幼稚園課課長補佐の西川でございます。

続きまして、こども政策課副参事の小西でございます。

こども政策課の山本でございます。

こども政策課の高橋でございます。

こども政策課の津田でございます。

最後に、私本日司会をしておりますこども政策課課長補佐の山中でございます。皆様、よろしくお願ひいたします。

なお本日、皆様の机に、委嘱状及び委任状を置かせていただいております。本来ならば、お一人ずつにお渡しすべきところですが、時間の都合上、先にお配りさせていただいております。ご確認のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の会議次第によりまして、会議を進めさせていただきます。次第1の「委員長及び副委員長の選任について」でございます。委員長及び副委員長につきましては、委嘱期間の開始に合わせて、改めて委員の互選により選任いただくこととなっておりますが、事務局より提案させていただく形を取りたいと考えておりますがいかがでしょうか。

一 同：異議なし。

事務局：ありがとうございます。それでは、事務局といたしましては、これまで計画策定時より、審議をまとめていただいた、合田委員と須河内委員に、これまで同様に委員長、副委員長をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

一 同：異議なし。

事務局：では、引き続き合田委員長、須河内副委員長をお願いしたいと思います。それでは、これ以降の議事進行については委員長をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願ひいたします。

委員長：皆さん、こんにちは。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。議題1部会の審議経過報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題1「部会の審議経過報告について」、資料1をご覧ください。議題1につきましては、8月9日及び9月25日に開催いたしました、「門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会」での審議経過について、ご説明させていただきます。資料1につきましては、部会での審議内容、委員からの主な意見及び審議結果についてまとめております。まず、8月9日に開催いたしました、第1回部会であります。1ページから2ページでは、【議題1】門真市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの審議内容といたしまして、平成27年3月に策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」が、今年度、29年度に中間見直しの年を迎えることから、国の見直しの考え方にに基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について、ご審議いただきました。その審議内容であります。第1回部会の資料として、参考資料2から参考資料7までを添付しておりますので、見直しの方及び見直し後の計画案について、簡単にご説明させていただきます。参考資料2をご覧ください。この資料は、国より示された「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」より、必要な部分を抜粋いたしております。本市におきましても、国の見直しの考え方にに基づき、委員の皆様へ、見直しの方法、流れについて説明をさせていただきました。具体的には、1ページ目の中段のところの「3. 見直しの基準について」は、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。）の子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合には、原則として見直

しが必要となるとされており、これに基づき、本市の計画と実績値を比較した資料が、参考資料3になります。この参考資料3では、27年度から29年度までの3年間分の4月1日時点の認定者数の計画と実績を比較しており、国道163号線を境に、北側を北部、南側を南部としています。計画策定時の推計児童数と実際の児童数、量の見込みと支給認定者数の実績値、確保方策と実際の利用定員数の差をお示ししておりますが、表の一番下の網掛けの部分に、計画の量の見込みと支給認定者数の実績値とのかい離率をお示ししており、北部・南部ともに、3号の1・2歳等、一部の計画値と実績値に10%以上の乖離が見られるため、平成30年度及び平成31年度における量の見込み及び確保方策について見直しが必要な状態であることがお分かりいただけるかと思います。なお、ここでの1号とは、満3歳以上で幼稚園での幼児教育を希望する子どもになり、2号とは、満3歳以上で保育所での保育を希望する子どもになります。次に、参考資料2の1ページから2ページの「5. 見直しの手順について」は、計画のかい離の要因について分析しております。資料が飛びますが、参考資料5のとおり、門真市全体の児童数自体には、かい離の要因となるほどの大幅な増減はないものの、先程の参考資料3からわかるように、平成27年から平成29年にかけて、保育の利用希望者数の増加が見られるため、この増加傾向については、見直しの際に反映させる必要があることが分かります。そして、参考資料2にお戻り願いますが、2ページの②「量の見込み」の計算式については、国の見直しの考え方に示されている、平成30・31年度の「量の見込み」の算出のための計算式を記載しております。「補正後の推計児童数」かける「支給認定割合」で「見直し後の量の見込み」を算出するとされており、「6 見直しの方法について」以降は、平成30・31年度の「補正後の推計児童数」、「支給認定割合」をそれぞれ算出し、各年度の「見直し後の量の見込み」を出す作業となります。まず、先ほどの計算式の、平成30・31年度の「補正後の推計児童数」の算出方法を①に記載しております。推計児童数についても、計画時の推計値と実績値に乖離がある場合は補正を行う必要があるとされており、参考資料5によりますと、先ほどもご覧いただきましたとおり、量の見込みと実績値の乖離の原因となるほどの大幅な人口増加は見られないものの、29年度の北部に一部、かい離が見られ、来年度以降も引き続き乖離が見込まれることから、実績値をもとに、推計児童数の補正を行っております。次の参考資料6には、30・31年度の児童数の推計方法と推計児童数を記載しております。推計方法に関しましては、コーホート変化率法を使用しており、前年度からの各歳の人口数の推移に基づき、30・31年度の推計児童数を算出しております。なお、コーホート変化率法とは、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき、将来人口を推計する方法であり、よく用いられる方法であります。次に、平成30・31年度の「支給認定割合」の算出方法を参考資料2の2ページ目の②に記載しております。「支給認定割合」とは、門真市の児童人口のうち、保育の利用を希望し、保育の「支給認定」を受けた方の割合のことを言います。この「支給認定割合」の算出方法といたしましては、参考資料3に記載しております、平成27年度から平成29年度の3年間の支給認定割合の増減値の平均を算出し、平成29年度4月時点の支給認定割合の実績値に加えることで、30年、31年の支給認定割合の推計を行っております。そして、算出した量の見込みを用いて、参考資料4の計画の見直し案を作成しています。この資料におきましては、表の上段に当初の計画、中段に、中間見直し案を記載しております。④・⑤には、先ほど算出した推計児童数と、量の見込みを記載しており、この量の見込みに対する確保方策を、⑥に記載してお

ります。この確保方策には、参考資料2の2ページ目の「7 確保方策について」にも記載しておりますとおり、昨年度の意向調査時まで、施設改修や新規施設の設置等による保育定員の拡充希望のあった、既存事業者による全拡充数と、今年度行った新規小規模保育事業者による定員拡充数等、現在把握しております全ての定員拡充予定を記載しており、最終的に31年度について、北部・南部ともに、0～2歳について不足が生じてしまう部分については、今後の利用状況を踏まえて、再度、小規模保育事業の新設を検討することとし、北部南部に1園ずつ、新規の小規模保育事業所分の定員を加えることで、確保方策が量の見込みを満たした形で、計画をお示しさせていただきました。その際に、資料1にお戻りいただきますが、委員の皆様からは1ページの「委員からの主な意見」に記載しております、ご意見等をいただき、第1回部会の審議結果といたしましては、事務局案で見直しを進めることに合意をいただきました。続きまして、9月25日に開催いたしました、第2回部会について、ご説明いたします。まず、資料1の2ページ目の【議題1】「門真市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」であります。第2回の部会におきましても、第1回同様、国の見直しの考え方にに基づき、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策について、利用実績に合わせて見直しが必要であることから、計画に記載している11の事業ごとに、27年、28年度の利用実績及び29年度の利用見込み提示し、計画と乖離があった、「地域子育て支援拠点事業」、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」、「時間外保育事業（延長保育事業）」、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の全4事業について、見直しを実施することとし、それぞれの利用実績値等から作成した見直し案を提示させていただきました。その際の見直し案につきまして、参考資料8を添付しております。それでは、28年度の事業の実施状況のご報告という意味でも、全事業について状況をご説明させていただきたいと思いますので、参考資料8をご覧ください。この資料では、各事業の計画と、27、28、29年度における事業の実施状況、また、それらから検討した計画見直しの方向性と今後の方向性についてお示ししております。各年度5月1日時点を基準としている放課後児童クラブ以外は、29年度の実施状況については年間の利用の見込み数を記載しています。また、事業の詳細につきましては、参考資料10をご参照いただけたら、わかりやすいと思います。それでは、「1の利用者支援事業」について、ご説明いたします。この事業は、子ども及びその保護者の身近な場所で、多様な教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連携調整を行う等、必要な支援を行うものでございます。計画に記載している数字は、27年度から31年度まで通して、量の見込み、確保方策ともに2か所としております。表の右側は、実施状況といたしまして、28年度までは市役所の窓口にて実施している1か所、29年度からは、保健福祉センターで開始した母子保健型を加えて2か所となっており、見込みと確保方策を満たした計画通りの数となっております。そのため、見直しの方向性としては、「計画と実績との乖離が少ないため、見直しは実施しない」といたしました。そして、今後の方向性として、保健福祉センターに設置予定の、「子育て世代包括支援センター」において、母子保健型と基本型利用者支援事業の連携実施を検討していくこととしております。次に、2ページをご覧ください。「2の地域子育て支援拠点事業」は、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助

を行う事業であります。この事業は、当初の計画よりも利用実績が多く、見込みと実施状況にかい離が生じている状況でございます。そのため、27年度、28年度の利用実績数及び29年度の利用見込み数の平均値により、30年度、31年度の量の見込みを修正しております。しかしながら、利用実績が増加しているものの、現在実施している2か所において、受け入れが可能であることから、確保方策は現在のまま2カ所とし、量の見込みのみの修正としております。今後につきましては、育児プログラムの内容や回数を充実することで、施設の利用促進を図っていくこととしております。次に3ページをご覧ください。「3の妊婦健康診査」とは、妊婦及び胎児の健康の保持、増進、妊婦の生活習慣改善を目的とし、健康状態の把握、保健指導等の健康診査を行うものであります。この事業は、見込みと実施状況とのかい離が少ないため、見直しは実施しないとしております。今後につきましても、引き続き、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の入り口となる妊娠届出時の助産師又は保健師による全数面接を確実に実施し、適切な妊婦健康診査の受診がなされるよう、努めていくこととしております。次に4ページをご覧ください。「4の乳児家庭全戸訪問事業」とは、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐことを目的とした事業であります。この事業は、計画時に、27年度の量の見込み829人から減少傾向の見込みとしておりましたが、28年度には利用実人数が計画を上回っており、29年度においても、かい離が生じる見込みとなっていることから、見直しを行う事といたしました。見直し方法としては、29年度の見込みを、29年度の出生数の見込みに、27・28年度の出生数中の実利用人数の割合の2ヵ年平均をかけて算出しており、30・31年度については29年度から横ばいで推移するとして、両年度とも量の見込みを820人へと補正しており、この見込みに対応できる体制を確保する事としております。今後につきましても、対象となる全ての家庭の訪問を実施し、継続する中で、養育についての相談に応じるとともに、子育て支援サービスの周知徹底を図り、子育ての孤立化防止を目指していくこととしております。次に5ページをご覧ください。「5の養育支援訪問事業」とは、先程の乳児家庭全戸訪問事業等によって、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する助言指導等を行うものであります。この事業は、27・28年度について、かい離が生じていたものの、29年度については概ね計画の見込み通りと想定されることから、見直しは実施しないとしております。今後につきましても、実施方法等を検討しつつ、引き続き、養育支援が必要な家庭に対し、育児不安の軽減につながるよう支援を行っていくこととしております。次に6ページをご覧ください。「6の子育て短期支援事業」とは、保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）、夜間養護等（トワイライトステイ）による必要な保護を行う事業であります。この事業は、相談件数の実績がないことから、現在、実施には至っていませんが、見直しは実施せず、今後についても引き続き、利用ニーズを見極めながら、必要性について検討していくこととしております。続いて、その下、「7の子育て援助活動支援事業」とは、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うものであります。27年度に実施した、「すくすくかどまっ子応援券」の利用補助により、増加したニーズが、28年度実績に、少しかい離が発生したものの、29年度については、概ね、計画通りの見込みとなるため、30・

31 年度についても計画見直しは実施しないとしております。今後につきましても、ファミリー・サポート・センター主催の子育て支援講演などを通して、事業を周知し、協力会員の増員を図ってまいります。次に 7 ページをご覧ください。「8 の一時預かり事業」とは、保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施する事業であります。幼稚園としているのは、※1 のとおり、私学助成の私立幼稚園による預かり保育及び認定こども園や新制度の幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）の利用人数、そして保育所としているのは、※2 のとおり、幼稚園型の一時預かり以外の、一般型の一時預かりの利用人数としております。幼稚園型、一般型ともに、受け入れ休止の園があったことなどにより、28 年度については下方にかい離が発生しているものの、29 年度の見込みにおいては、概ね計画の見込みに近づくことが予想されるため、どちらに関しましても、見直しは実施しないとしております。今後につきましても、幼稚園、保育所、認定こども園において、保護者の多様なニーズに対応できるよう、受け入れ体制の確保に努めてまいります。次に 8 ページをご覧ください。「9 時間外保育事業」とは、保育認定を受けた子どもについて、保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業であります。計画における量の見込みといたしましては、27 年度の合計数 532 人から、減少傾向で推移させておりましたが、27・28 年度と、北部南部ともにかい離が生じており、29 年度についても、さらに利用人数の増加が予想されます。また、この事業については、施設数、定員数の増加に伴い、利用人数が増加することから、30・31 年度においても利用者数の増加が見込まれるため、見直しを行っております。28 年度における、施設利用者全体数の内、事業の利用人数の割合を算出し、30 年度、31 年度に確保予定の保育定員数にかけることで補正後の見込み数を算出。30 年度合計で 978 人、31 年度合計で 1,035 人の見込み、そして同数を確保方策とし、引き続き、保育所、認定こども園、小規模保育事業所における、受け入れ体制の確保を行ってまいります。次に 9 ページをご覧ください。「10 病児・病後児保育事業」とは、病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等を行う事業であります。実施状況といたしましては、27・28 年度には実績が少なく、かい離があったものの、病児・病後児保育事業について広く認知されてきたこと、また、29 年度については、新たに病後児保育室が 1 箇所開始されたことにより、今後、利用者の増加が見込まれるため、29 年度以降の実績については、計画の見込み数に近づくことが予想されることから、見直しは実施せず、引き続き、本事業が利用しやすい環境を構築するとともに、新たな実施に向け、検討を進めていくとしております。最後に、その下の、「11 放課後児童健全育成事業」とは、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業であります。実施状況としましては、27 年度から 29 年度にかけて量の見込みとのかい離が徐々に大きくなってきており、今後についても、さらに、かい離が大きくなることが予想されます。また、毎年待機が発生していることから、さらなる受け入れ体制の拡大が必要な状況となっております。そのため、30 年度、31 年度については、それぞれ 30 年度の利用意向調査結果、27 年度からの増加率により、量の見込みの見直しを行うとともに、小学校の教室の使用状況などを勘案しながら、受け入れ人数の拡充を図っていくこととしております。以上の形で、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み及び確保方策について、現在までの状況と見直し案について、お示

しさせていただきました。そして、その際、委員の皆様からの主な意見といたしましては資料 1 の 2 ページから 3 ページのとおりのご意見等をいただき、第 2 回部会の審議結果といたしましても、事務局案で見直しを進めることに合意をいただきました。

とても長くなりましたが、議題 1 についての説明は以上でございます。

委員長：ただいま事務局より、第 1 回、第 2 回の部会での審議経過について報告がありました。27 年 3 月に策定した「門真市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについてということで、第 1 回目については、教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直し、第 2 回については、地域子ども・子育て支援事業についての見直しを審議いたしました。ただいまの事務局の説明に何かご意見やご質問はございますでしょうか。

内藤委員：資料 1 の 1 ページ目、「0 歳の子どもを家で保育できるよう直接補助金を出す等、0 歳だけを対象とした施策を検討する価値はあるのではないか。」という部分なのですが、補助金を出すというよりも、なかよし広場というものがありますが、あのような場所を北部の方にもつくることも検討していただきたいと思います。それというのも、9 月 30 日の産経の新聞で、子ども虐待死 27 人半数が 0 歳というものがありました。0 歳に限っては、お母さんが手にかけてしまったというのが非常に割合が高いんですね。なので、悩んでいる母親に支援が必要なのですが、支援というのはお金ではなくて、しんどい時に行って、悩みを相談できるような場所が必要なのではないかなと思います。長時間子どもを預かる場合につきましても、子どものケアよりも、乳幼児の場合は、お母さんの体と心の健康のケアの方が大事かなと思いますので、そちらの方を充実していただけたらなと思っています。あと、参考資料 8 の 2 ページ目の、この、2 か所というのは、どこどこになっているのでしょうか。市民プラザのなかよし広場ではないのですよね。

事務局：今ご指摘いただきました 2 か所ですが、1 か所がなかよし広場、もう 1 か所が智鳥保育園にある地域子育て支援センターになります。

内藤委員：そうするとやはり、北部には無いのですよね。新しく体育館ができましたし、文化会館もありますが、なかよし広場は、朝から夕方頃まで開いていて利用できる非常に良いところなのですが北部には無いのですよね。週 1 回とかから始めて、徐々に増やしていくなどの方法でも良いので、ベビーカーを押して行ける範囲に、北部には無いなと思っていますので、週 1 回、月 1 回からでも良いので、考えていただけたらなと思います。それと、3 ページですが、今後の方向性について、「引き続き妊娠期から子育て期までの」という部分なのですが、妊娠してからでは少し遅すぎると思います。それこそ中学生くらいから、健診の重要性など、これは男女同じようにしないといけないと思います。妊娠する前から、女の子だけじゃなくて。お手洗いに、悩んでいたらここへ電話して、という名刺ほどのカードが置かれているのですが、あれは、女子トイレだけに置かれているのでしょうか。男子トイレにもぜひ置いていただきたいです。女の子は一人で子どもをつくれるわけではありません。お父さんお母さん一緒に子育てをするんだという意味合いからも、妊娠してからではなく、妊娠する前から、男女同じようにそういう部分を教育する方法というのを、考えていただきたいなと思っています。以上ですありがとうございます。

委員長：でしたらまず最初の、第 1 回部会の際にありました、0 歳児の補助金だけでなく、母親のケアの件なのですが、その辺りについて事務局の方、何かコメントはありますでしょうか。

事務局：政策を検討していく中では、補助金等だけではなく、その辺りも考えていかなくてはならない
と思っております。今すぐこうします、と言うことはできないのですが。

委員長：でしたら今後、補助金だけでなく、母親に対するケアも視野に入れて、検討という形でよろ
しいでしょうか。

事務局：そうですね。母親に対するケアも視野に入れて検討してまいります。

郵橋委員：発言した者です。直接保育補助を出すという方法もあるということを提案した者として少し補
足させていただきます。0歳児の児童の数が増えているということで、受け入れだけをまず考
えるという事ではなく、もっとほかの方法があるんじゃないでしょうか、ということなんです
ね。受け入れを考えると一人あたりの費用というのはすごく大きくなります。それに対して、
預ければ預けるほど子どもと関わる時間が減ってしまいますし、特に乳児の場合、一番大事な
信頼関係を作るところが、なくなってしまうわけなんですね。親と一緒にいる時間が。
そういうことを考えると、もともと働いて保育料を出すだけで収入が消えてしまう、でもやは
り働けないと困る、という方がいらっしゃる反面、しんどいから預けるという場合、働いて消
えてしまうのであればその分直接補助として支給されれば、子どもと一緒にいながら生活がで
きるというメリットも考える必要があるんじゃないかな、ということなんですね。それと、今
内藤さんがおっしゃった、その反面、ストレスを抱えている保護者が行けるような場所をとい
うことも、このときに実は言っているんですけれども、流れとしてはそういう補助金とか受け
入れ体制の話だったので、たぶん事務局の方で忘れられてるんじゃないかなと思うんですけ
ども。

内藤委員：そうなんですよ。幼稚園とか小学校に入るまでは予防接種とかもすごく煩雑にありますし、
熱出すことも多いですし、働くとき休めないとか色々あるので、おうちで子どもとゆっくり子
育てしたい、という方も多いんですよ。でも一人ぼっちでおうちの中でのしんどいとい
うのは、これはもう経験者でしたら、そうだそうだと思ってしまうので、その部分を助けてあ
げられる、行けるところ、相談できるところも作りつつ、ということで、同じです、考えてる
ことは。よくわかります。

郵橋委員：その話がどうしても他市の場合は、無料で預けられるなら、預ければということにならない
か、乳児の場合そうになってしまうと怖いという話です。

内藤委員：そうですね。ですから門真のやり方は正しかったなとつくづく思いますね、守口の現状を見
ると。この間テレビでやってたのは、守口に生まれ育って守口に住み続けて子どもも育てて、
預けたいな、と思ったらよそから優先順位の高いご家族が引っ越してこられて、全部持ってい
かれた、なんなのこれ、とおっしゃってるお母さんがいらしゃったので、この方向性は正し
かったなという風に思っています。

委員長：よろしいですか。では2つめはもう先に事務局が2か所の内訳ということで返答していただい
たんで、もう一つ内藤委員の方から3ページの妊娠から子育ての切れ目のない、ということで
妊娠手前の段階で、去年も確か同じようなお話をさせていただいていたと思うんですけ
ども、この中で問いかけがあったと思うんですけれども女子トイレには、私も知らなかったんですがカ
ードが置いてあると。男子トイレも、という問いかけがあったと思うんですがその辺事務局ど
うでしょうか。

事務局：内藤委員がおっしゃっていただいているのは妊娠SOSという小さい名刺のようなカードで、

「一人で悩まないで」ということで相談先の連絡先が書いてあるものなのですが、そちらは健康増進課の方で置かせていただいていると思うんですが、男子トイレには置かれていないと思いますのでそちらも含めて検討していただけるように健康増進課の方にもお伝えさせていただきたいと思います。

内藤委員：ありがとうございます。男性も責任を自覚してほしいので。そのところから、考え方を考えていかなければならないんじゃないかな、と常々思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長：内藤委員よろしいでしょうか。でしたら他の委員なにかございましたら挙手をお願いします。

邨橋委員：少し補足で。先ほどは内藤委員に対しての補足だけでしたけれども、実は見直ししていく場合に、以前から言っているんですけれども1号と2号の保育料の差が問題になっています。門真の場合600円ほどしか差がないんですけれども、施設が受け入れできる状態を作ったときに、1号で無理して働かなくてもいい人が働きたいということになってきます。これは当然そういう要求はあると思うんですね。子どもが大きくなってきたから。そうしたときに、1号で追加の費用がいるんですね。給食費と、預かり保育の利用料。これが1万円ほど要ります。無償化になってきて1号の保育料2号の保育料が要らなくなっても今言った1号の給食費と、預かり保育の利用料とは要るんです。とすれば、より安くてそちらの費用が要らない2号に変わりたいという要求は当然出てくると思うんですね。そうしたときに、保育料をどういったようにするのか。あるいは四條畷市のように給食費を無償にして預かり保育の使い方によって若干高いときがあるし、安いときがあるという風な形にするのか。で、それを0歳の方まで下げていきますと、0歳で要る費用が無償であるなら、当然子どもを預けておきたいということが出てきます。これが守口で今大きな問題になってまして、0～2歳で250人ほどの利用申請が1年の間に増えています。そのような時に、年齢の低い子供たちの発達を考えたときに一番ルールとか、皆と一緒にいるとか、我慢するとかということをやらないといけない年齢の時に施設に預ける。親がそのことを自覚した上で働いているんだったらいいんですけれども、預けられるのであれば預けておけばいいや、と思っているとすると色々な問題が出てきます、というのがこの3つめに書いてある話なんですね。先ほども言ったのは4つめです。それから0歳の年齢の低いところを無償化にしようということでどんどん受け入れられるような体制にしていきますと、今度はそちらの方の施設がどれぐらいいるのかということが問題になってきます。そして、その施設が維持されるための補助金というのも別途必要になってくるかもしれないということですし、子どもが少なくなった時にそういう施設をそのまま維持したいという思いが、当然そういう施設を作った者としてはありますのでそのようなときに行政としてどう対応するのかとか、トータルの中での見通しをもっていただきたいということをここで話させていただいています。以上です。

委員長：邨橋委員は第1回目の部会の方で意見として言っていたことを再度この全体会議で説明していただいた、ということです。でしたら他、何かご意見質問等ありましたらお願いします。

山元委員：前回の部会に参加させていただいたあとに、たまたま知人と会うことがありまして、子育て会議で話題になった児童クラブの話をししましたところ、知人から少し意見をいただいておりますのでこちらでご紹介をさせていただきたいと思います。私が聞いた話なんですけど、そのお母さんがパートに出ます。それで、子どもを児童クラブに預けたいと思いまして、児童クラブに相談に行きました。そうしましたら、対象となる、預けるお子さんがですね、学校で支援

学級に在籍している子どもさんでしたので、そういったことを児童クラブでお話をしましたら、支援学級に在籍している子どもさんに関しては、別で介助をする人員が必要になります、と。それで、その子を通わせたいという児童クラブさんでは介助のできる人員がいないので受け入れることができないというような形で、やんわりと、かどくはわからないんですけども、児童クラブに入ること自体を断られたというような話を聞きまして、その該当するお母さんがおっしゃるには、確かに支援学級には在籍はしていますが、ちょっと他の子どもさんよりも走ったり動いたりするのがのんびりな程度で、1～2時間程度の児童クラブで過ごす時間であれば特にわざわざその子のためにお一人先生を付けていただく必要ないということも、実際学校の支援学級の先生からも言われているというような感じだったんですけども、やはりそういったルールがあるからでしょうか、今回は受け入れられないというような話をされて、結局児童クラブに入れるのをあきらめたというような話を聞きました。今現在待機になっている子どもさんもいらっしゃるという事なんですけど、例えば保育園に預けるときは点数方式みたいな形で、働いていたら何点とか、妊娠していたら何点というような感じで優先順位が決まっていると思うんですけども、児童クラブに関しては申し込み順で待機が出るのか。私も子どもを児童クラブに預けてますので、働いている証明書のようなものを主人の分と私の分と児童クラブさんに提出させてもらってます。そういう働いているかどうか、とかで、目には見えない、親にはわからないんですけども、児童クラブでも点数が決められていて入れる入れないが決まってくるのか、単に先着順で入れるのかというようなところであるんですけども、それと同様に支援が必要な子に対する考え方というか、実際私も児童クラブに子どもを入れてますけれどもよく言われるのが、学校と児童クラブは違うので学校のことを聞かれても困るんです、という風なことを言われたりするんですね。同じ敷地の中に児童クラブさんがあるのに、必要な備品も別で、上靴も児童クラブ用で用意してください、とか、児童クラブで過ごしていただくのに必要な色鉛筆であったり折り畳み傘であったりそういったものも入る前に用意をして下さいというようなことを言われたりもして、ちょっと面くらって、えっ同じ学校にあるのに学校で使っている上靴は使えないんですかって思ったこともやっぱりありましたので、支援学級のことにしましてはちょっと学校に「そういう話がお母さんからあったんですけどもどういう感じの子ですか？」ということが聞ければよかったですかね、そういうところもわかるかと教えていただきたいんですけども。

委員長：ありがとうございます。2点あったかと思うんですけども、ご友人の子どもさんが児童クラブに加入したいということで申請を出されたら特別支援学級在籍であるということで、加配する職員さんという意味だと思うんですけども、が今いないのでちょっと難しいという返答があったということが、実際そうなんだろうかということが1点と、もう1点は点数方式でよろしいですか、入所する時の基準があれば、というのとこれを入れたら3つになるんですが、最後にやっぱり同じ敷地内・学校内でやっているにもかかわらず学校と児童クラブで備品等が別々になっている、それはどうなんだろうかというこの3つについて事務局の方からお願いいたします。

事務局：子育て支援課です。まず支援学級在籍の子どもさんの件なんですけれども、確かに支援学級在籍のお子さんには加配の職員を必ず付けております。その際に学校とのやりとりもさせていた

だきながら、保護者と子育て支援課の職員と事業者の三者で、どのような対応が必要なのかということを懇談させていただいて、安心・安全を担保するというような形を取らせていただいております。ただ今回はひとつ気になったのは、児童クラブの方に入会したいということを伝えていただいた際に、既に指導員がいらないからということで児童クラブで断ったような形になるのかなと思うんですけれども、入会の選考は市が請け負っておることなのでまず市で確認させていただいて、入会の意図を伝えていただいて申し込みを書いていただきます。その後、入会したい児童クラブの事業者さんの方に直接確認をさせていただいて、確かに今言った内容で新たに加配の先生を配置しないといけないような時については、職員の配置ができていくかどうかや、見通しについても確認させていただきながら、実際に待機という形で待っていただくこともあるんですけれども、その場で断っていただくような対応はうちの方では把握はしていないので、そこは確認をさせていただきたいと思います。もう一点、申し込み順の待機なんですけれども、まず新年度入会というのが一番大きな入会の時期になるかと思うんですが、入会の選考基準として就労などにより、ということでやっていますので、今言っていたように雇用証明等も出してもらいながら入会の選考はさせていただいております。ただ、4月申込みの段階で基準としてはもちろんお仕事をされている方、同じようにパートの方であれば週何日何時間働かれているのか、というところも選考の基準には細かくなってくるんですが、あと低学年なのか高学年なのかという細かいところもあるんですけれども、最終4月の段階でたとえば、面積基準で定員を決めているんですけれども、そこが満員になったときについては、その後に申込みをされた場合は待機になる可能性はあります。ただ、4月5月と順に進んでいく中で退会の児童さんが出た場合なんかには、毎回毎月待機の点数を再度確認しながら誰が一番優先順位が高いかということを確認しながら入会の選考を行っているので一番最初に4月から待機しているけれどもずっと待機で8月9月まで入れないということも入会児童数によってはでてくるのかなという風には思います。最後に学校と児童クラブ同じ敷地内にあるのということなんですけれども、児童クラブは公設民営で運営させていただいております。子どもさんの安心・安全を確保したいというところで、今児童クラブの専用棟も含めて学校の空き教室なんかも借りながらさせていただいておりますが、同じ子どもさんが通っている子どもさんの情報の共有などは、もちろん学校とさせてはいただいているんですけれども、全く違う事業ということで、そこは保護者の方にご理解をいただきながら、どちらかという児童クラブは家庭的に、家に帰ってきたような、安心・安全な家庭的な保育というところを目指してやっていただいておりますので、ちょっと学校とは色味が違うのかなということで、そこはご理解いただきながらやっていただいております。以上です。

委員長：でしたら、備品、例えば上靴とかありましたが、そこまで区別しなければならないというところもあるんでしょうか。

事務局：上靴をご利用していただいている場合も一度学校をかえって家に帰るその家が児童クラブという扱いになるので、児童クラブの室内で使ってもらう備品については、家庭で使うものというぐらい分けた考え方なので、ひとつひとつ、児童クラブで必要なものについてはそのクラブの独自の取組も含めて個別で対応していただくように市の方からもお願いをしているところであります。以上です。

委員長：今のでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

山元委員：備品のことだけで言わせていただくと、それであれば例えば児童クラブに申し込みをする段階で、入会にあたっては学校とは別の上靴が必要です、うちが利用させていただいている児童クラブさんですと、ティッシュの箱1箱1人一個ずつ必ず持ってきてください、ゴミ袋1枚持ってきてください、お絵かきしたりするのに必要な色鉛筆用意してください、急な雨に備えられるように折り畳み傘を用意してください、児童クラブで必要なので上靴、あと体育館シューズ、これも用意をしてください、と。これ一式用意をして初日に来てくださいっていう風に、私は急に児童クラブさんに申請をさせていただいて、急に決まって明後日から使わせていただきたいという段階で、2日3日前にこれを、私子ども3人一気に預けたんですけども、これを3人分用意してくださいと言われましたので、やっぱりそういう面にかかる費用というか、こっちもただ預ければ預けられると思って頼んだのも悪いんですけども、前もって申込用紙などにですね、最低限必要な備品はご用意くださいの一言でもあるとこちらとしても、あっ何か用意してからじゃないと通わせられない、というか、用意するものがあるんだなという理解はできるのかなという風に思います。あと、違っていたら申し訳ないんですけども、児童クラブさんの入会の申込みは直接各学校の児童クラブの窓口でもできるという風にはきいているんですが、必ず一回市役所さんの方からじゃないと駄目なんですか？

委員長：その辺の問いかけ、お願いしたいんですけども。

事務局：申込については、入会の決定はこちらがしておるのでこちらに来ていただいていたかと思います。

邨橋委員：はい。入会申込書を保護者の方が持ってこられたら、まずクラブで預かってすぐに連絡をしてこの方が入会申込持ってこられました、ということで連絡をします。その後、最終的に入れるか入れないかは市が決めますけれども、その段階でちょっと特別支援の問題もあるとかいう事であれば、学校さんと相談したうえで決めましょうねというのが普通だとは思うんですけどもね。

山元委員：私の知人から聞いた話で行くと、市役所さんに一番最初に相談に行ったのではなくて、たぶん子どもさんの送り迎えで、学校の懇談か参観かわかりませんが、ちょっと学校に行くついでに児童クラブさんで話を聞いてみようかなという軽い気持ちで行ったら、いやいや今ということで人手が取れないのでちょっと無理です、みたいな感じで言われたっていうようなことだったので、一番最初に市役所に行けばよかったのであればそういう風に知人にまたお伝えすることはできるんですけども、たぶんもうそういう対応をされている児童クラブさんに改めて行こうと思うかどうかという、保護者のちょっとした不信感のようなものはあるんじゃないのかなとは感じられましたので、その辺の対応というか、そのようなところも入会の申込書などに一文添えていただくであつたりとかすると余計いいのかな、というようには今お話を聞いていて思いました。

委員長：ありがとうございます。今、山元委員はいち利用者の立場も含めてご意見いただいたと思いますので、また子育て支援課の方でも今の意見を吟味されて対応していただけたらいいかなと思います。よろしく願いいたします。山元委員それでよろしいでしょうか。

山元委員：はい。

委員長：でしたら他、いかがでしょうか。

林委員：すいません、参考資料8の6ページにあります子育て短期支援事業のショートステイ・トワイ

ライトステイというところなんですけれども、児童相談の現場の方ではこのショートステイの利用ニーズっていうのはとても高いんじゃないかなという風を感じているんですけれども、今後利用ニーズを見極めながら引き続き必要性について検討していくという風に記載していただいているんですけど、児童虐待の防止等にも繋がるサービスだと思いますので、また是非ご検討いただきましたらありがたいなと思います。

委員長：ありがとうございます。今のところ、現状としては利用、実施がないという事なんですけれども、現実にはトワイライトやショートステイというのは必要性が高いので今後積極的に取り組んでほしい、ということでご意見というか感想というか、いただいたということでよろしいでしょうか。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

でしたら、次の議題に移らせていただきます。それでは、議題2 門真市子ども・子育て支援事業計画における各施策の実施状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題2 「門真市子ども・子育て支援事業計画における各施策の実施状況について」ご説明いたします。この会議におきましては、「門真市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理を行うこととされております。先ほどの、議題1におきましては、27年度から29年度の、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の状況及びそれらを元にした計画の見直し案をお示しさせていただきましたが、この計画は、この会議において、各個別施策についても、実施状況について年度ごとに点検・評価を行い、施策の充実、見直しなどをご審議いただくことで、各事業の推進を図っていくこととしております。各事業の詳細内容につきましては、参考資料9として添付しておりますが、この内容をまとめたものが資料2となっており、この資料2に沿って、ご説明いたします。資料2の2ページをご覧ください。こちらには、この計画における重点施策を記載しております。「(1) 幼児期の教育・保育の充実」、「(2) 地域での子育て支援の充実」及び「(3) 子育てしやすいまちづくりの推進」を重点施策として掲げており、今回はこれらの点及び主な点に絞って、ご説明させていただきます。次に3ページをご覧ください。こちらには計画に掲げる施策の体系図を記載しておりますが、この資料においては、一番右の基本施策ごとに、各事業の28年度の実施状況についてまとめたものを、4ページ以降に記載しております。施策ごとの構成であります。まず「1 計画」については、施策の方向性について記載し、「2 実施」について、28年度に実施した主な取組を記載しております。そして、「3 評価・改善」について、実施した取組の内容、評価や課題、改善点・今後の方向性などについて記載しております。それでは、各基本施策について、主に重点施策に関連のあるものを、「3 評価・改善」の欄を中心にご説明いたします。まず、4ページから5ページをご覧ください。「(1) 基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり」の「基本施策1 幼児期の教育・保育の提供」といたしましては、「総合的な幼児教育・保育の提供」として、公立保育所・幼稚園における就学前教育・保育の充実が図られるよう、園長会をはじめとする連携の強化に努めるとともに、民間保育所等における保育環境や保育サービスの充実が図られるよう、各自の取り組みに対し、補助を実施いたしました。また、「幼稚園教諭、保育士の資質の向上」に向けての取り組みといたしましては、公立幼稚園・保育所や私立幼稚園・保育所等との連携を視野に、幼稚園教諭・保育士等を対象とした講演会や研修会などを実施することで、就学前教育・保育の充実に向けて、意識と指導力の向上に努め

たとともに、民間保育所等に対し、研修に係る費用補助を行っております。次に、「教育・保育施設の環境整備」として、老朽化により補修が必要となった設備機器について補修を行い、安全・安心な教育・保育の環境整備に努めるとともに、公立保育園については、耐震改修工事に伴う耐震診断を行い、30年度中の工事完了を目指し準備を進めております。次に「認定こども園の普及」として、認定こども園への移行希望する保育所の円滑な移行を支援し、また、保育定員の拡充をした上での移行や認定こども園での保育定員拡充を希望している施設等に関しては、施設整備について補助金を交付する事で、認定こども園への移行を促進し、29年4月時点では新たに2園が移行し、全体として計9園が認定こども園へと移行いたしました。また、「公立施設のあり方の検討」として、門真市立砂子みなみこども園については、平成29年度中に園舎完成、平成30年4月開園予定であります。その他の公立施設の在り方につきましては、今後も引き続き検討を行うこととしております。今後につきましては、各施設・事業における就学前教育・保育のより一層の充実が図られるよう、各施設間の連携強化、教職員の意識、指導力の向上に取り組んでまいります。また、公立保育園に関しては、耐震改修工事を実施し、安全な教育・保育環境を確保するとともに、門真市立砂子みなみこども園については、30年4月の開園へ向けて建設工事並びに準備事務を進めてまいります。また、認定こども園の普及については、引き続き移行に係る支援を行ってまいります。次に、6ページをご覧ください。「基本施策2 就学前教育・保育施設及び小学校間の連携」では、「幼稚園、保育所、認定こども園等と、小学校等との連携強化」として、公立幼稚園・保育所や私立幼稚園・保育所等との連携を視野に、合同研修会や講演会を実施することで、就学前教育・保育の充実に向けて意識と指導力の向上に努めてまいりました。また、中学校区ごとの幼・小・中の教職員が一堂に会する連携会議を開催し、公私立幼稚園及び小・中学校の教職員が、学びや生活の連続性について協議しながら、就学前から中学校卒業までの一貫した教育のあり方について研究を行うことで、就学前後の途切れのない子どもの育成に向けた、校区ごとの「めざす子ども像」を作成・共有することができました。また「就学前教育・保育カリキュラムの作成」としましては、（仮称）就学前教育・保育共通カリキュラムの作成に向け、策定委員会を開催するとともに、作業部会を立ち上げました。今後といたしましては、（仮称）就学前教育・保育共通カリキュラムについては、引き続き作業部会において検討を行い、本市としての「めざす子ども像」や理念を反映したカリキュラムの作成を進めてまいります。また、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び中学校間での合同研修会や情報交換等の交流の機会を通し、連携強化を図ることで、就学前後の途切れのない育ち、学びの確保に引き続き取り組んでまいります。次に、少し飛びまして、11ページをご覧ください。「基本施策6 子どもが安全・安心に過ごせるまちづくり」では、「安全・安心な道路交通環境の整備・良質な居住環境の確保」といたしまして、「交通安全施設整備事業」として、通学路の交通安全対策等、昨今の重点的な課題を踏まえながら、交通安全対策の一環として、道路交通安全施設の設置及び改良等を実施しています。次に「子どもの交通安全の確保」として、小学生を対象に交通ルールや自転車の正しい乗り方を学ぶ「こども自転車運転免許証交付講習会」を門真警察署等と共に実施しております。公立幼稚園、保育所、及び小学校においては、交通安全教室を実施し、交通ルールやマナーに対する意識の向上に努めています。また、通学路においては、特に交通安全対策の必要な場所に、交通専従員を配置するとともに、小学校14校に対し交通安全教室を実施しています。しかし

ながら、交通事故は少なからず起きているのが現状であり、今後は、中学校での実施も視野に入れ取組みを進めていくこととしております。今後につきましては、交通環境、公園等の整備及び子どもの安全に係る啓発活動を通して、子どもを事故から守る環境づくりに努めてまいります。次に、少し飛びまして、20 ページから 21 ページをご覧ください。「(3) 基本目標 3 子育て家庭を地域のみんで支える環境づくり」の「基本施策 1 子どもの安全を地域で見守るまちづくり」では、「防犯対策の推進」として、自治会の設置する防犯カメラの設置や防犯灯 LED 化へ補助を行うことで、子ども達が街頭犯罪から守る環境整備を進めました。また、年 2 回の防犯キャンペーンや春、秋の地域安全運動及び全国安全運動において、防犯啓発活動を行っています。学校においては、全校で「校内における危機管理マニュアル」を作成し、それに基づき、警察と連携した不審者対応避難訓練を実施いたしました。「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」といたしましては、警察官 O B による「スクールガードリーダー」の巡回、地域の方々による「キッズサポーター」による見守り、青色回転灯とスピーカーを設置した公用車による「子ども安全見守り」活動により、地域全体で登下校時の通学路における子どもたちに対する犯罪を未然に防ぐことができました。今後につきましては、防犯カメラの設置や防犯キャンペーン等、防犯に関する取り組みや啓発活動を継続して行うとともに、地域でのそれぞれの活動に係る新たな協力者や取り組みの拡充を図るため、事業の周知等を行いながら、地域全体で行う防犯対策を推進してまいります。次に、23 ページから 24 ページをご覧ください。「基本施策 3 地域で支える子育て支援」では、「子育てサークルの育成と支援」として、なかよし広場において、地域子育て支援の担い手である保育所、幼稚園及び育児サークルと協働で育児プログラムを実施するとともに、地域子育て支援担当保育士等が、地域会議と協働で事業を実施することで、自主的に地域子育て支援活動が実施できる担い手の育成に努めてまいりました。また「世代間交流の推進」として、公立保育所 3 園に配置している地域子育て支援担当保育士等が、高齢者ふれあいセンターで開催したミニあおぞら保育において、同センター利用者と子育て中の親子が交流できる育児プログラムを実施し、地域子育て支援センターにおいても、老人福祉センターで同様の事業を実施することで、高齢者と子育て中の親子の世代間交流を促進いたしました。各学校においては、世代を超えた交流を深めることを目的とし、地域の高齢者との交流会や、園児・児童・生徒の交流事業を行っています。次に、24 ページの「子育て支援 N P O ・ボランティア等の養成」として、子どもを読書へ誘う方法やボランティア経験者のスキルアップも図れる講座を実施し、読み聞かせボランティアのスキルアップを図ることができましたが、既存ボランティアの高齢化や人数が減少していることから、新しいボランティアの育成が課題となっています。その他、市内の保育所等で一時預かり事業へ従事する方を対象に子育て支援員研修を実施し、地域における保育の担い手の確保に努めました。また、第五中学校区及び第三中学校区の地域会議の取り組みとして、子育て世代の親や子どもを対象に、校区内の自治会館等を活用し、地域における育児の孤立化等の地域課題の解決に向けて、手遊びや絵本の読み聞かせを行う「子育てサロン」を定期的で開催しています。次に、「かどま・子ども家庭サポーターの会の活動支援」として、「かどま・子ども家庭サポーターの会」と共に家庭的な支援が必要な子ども達が集まるグループ活動の支援を実施。必要に応じてサポーターの会の会議へ出席し、活動についての相談への助言を実施しています。今後に関しましては、引き続き、自主的に地域子育て支援活動が実施できる N P O やボランティア活動

等の担い手の養成や充実を図るとともに、様々な世代間交流の促進を通じて、地域全体での子育て支援の向上に努めてまいります。議題2についての説明は以上でございます。

委員長：ただいま事務局より、門真市子ども・子育て支援事業計画における各施策の実施状況について説明がありました。この計画においては、年度ごとに具体的施策の進行状況につきまして把握するとともに、子ども・子育て会議において、点検並びに評価を行うこととしていることから、個別施策の28年度の実施状況について報告がありました。ただいまの事務局の説明に何かご意見やご質問はございますでしょうか。

内藤委員：7ページの一番上、施策の方向性なんですけれども、「学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、確かな学力をバランスよく育む教育環境を整備する」ということなんですけれども、具体的な内容というのは、どちらに書いてあるのでしょうか。

事務局：具体的な内容としては35人学級であったり、きめ細やかな生徒指導といえますか。

内藤委員：あくまでも環境改善という部分ですよね。これは私の個人的な考えなんですけれども、例えば学力・勉強というと、どうしても子どもによっては拒否反応を起こしてしまったりということが多々あります。特に勉強普段あまりしない子。そういう子になかなか学ぶ意欲・自尊感情・確かな学力を求めるのは非常に難しいな、と思うんですね。ひとつ考えたのは今将棋がすごく脚光を浴びてますけれども、将棋というのは非常に面白くて、脳の活性化とか、世代間交流も図れます。最初は訳が分からずにやってもだんだんこれが面白くなって行って、例えばおじいちゃんとやっておじいちゃんが負けてくれたりするときもあると思うんですね、うれしいじゃないですか。そういうやり方、工夫をやらないとなかなかできないかなあという風に思っている。非常に具体的で申し訳ないんですけれども、いいんじゃないかなという風に思っています。あと編み物っていうのもすごく気持ちを安定させるらしいんですね。男子女子に関わらず、編み物、そういうものをやらせてみる、という。手先っていうのは非常に脳の活性化に繋がるんですね。そういう非常に具体的な提案をさせていただきたいなと思いました。以上です。

委員長：事務局の方は、具体的に30年度からの取組の中にこういう将棋とか編み物とかを入れてほしいという要望をお願いできるという事でしょうか。

事務局：具体的な部分については関係機関との調整が必要かと思しますので、今挙げていただいた部分も検討に入れながら子どものやる気をどうやって出していくかということは重要だと思いますので、そこは関係機関と話をしながら進められたらなと思っております。

内藤委員：あともう一つすいません。料理も。料理は高齢者にもすごくいいらしいんですけど、料理することで美味しいもの食べれるじゃないですか。子どもは親が作ってくれなくても自分たちで作れたら、やっぱりお腹減ると中学生って荒れるんですよ。なので、自分でご飯を炊いておにぎりぐらい作れるような、料理は高齢者にとっても子どもにとってもすごくいいこと、できるほうがいいんですね。そういう教育もされたら、非常に具体的なんですけれどもいいんじゃないかなと思いますので是非よろしくお願いします。

委員長：料理も、その3つを新しい提案としてよろしくご検討お願いします。ありがとうございます。でしたら他、いかがでしょうか。

邨橋委員：教育委員会の方が指導されてると思うんですけれども、確かな学力の育成のところの門真市版の授業スタンダードの作成に着手するとあるんですけれども、この門真市版の授業スタンダードを作ってしまうことによって、授業そのものがパターン化してしまう可能性がありますよね。

若い先生がどういう風にしていったらいいかわからない時にそれは一つの手掛かりにはなると思うんですけれども、今後目指していくのは、アクティブラーニング、自分で考えていく方向が目指されていく中で、先生にスタンダードをやりなさいということになっていくと先生自身が考えていく場を失ってしまうことということになると、それは当然子どもたちに反映してくると思うので、是非そのあたりの授業スタンダードの拘束性については十分にご配慮いただきたいということを一言お願いしたいなと思います。

委員長：ありがとうございます。まさにおっしゃるように文科省もアクティブラーニング、という事をずっと言い続けていますし、要領の方も全てベースにアクティブラーニングを授業の中に取り入れるとなっておりますので、今邨橋委員がご指摘いただいたように先にマニュアルを作ってしまうとまたそれに嵌ってしまうということを危惧するということですので事務局はそのあたりも勘案していただけたらありがたいと思いますのでよろしくお願いします。でしたら他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。他にご意見がないようですので、最後に、議題3その他として、事務局より何かありますでしょうか。

事務局：事務局より、今後の予定につきましてお知らせさせていただきます。事務局といたしましてはまず1点目としまして、先程、議題1「部会の審議経過報告について」、ご説明させていただき、承認いただきました計画の見直し案を元に、見直し後の計画書を別冊案として作成させていただき、改めまして、今年度末頃に再度お集まりいただいた際に、案をお示しさせていただく予定としております。日程につきましては、来年3月中旬を予定しており、詳細等は、調整次第、委員の皆様にはご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。2点目は、去年もそうなんですけれども幼児教育・保育の無償化についてご検討いただく場として、去年も検討の場として部会をしておりました。今年も部会を考えておまして、日程につきましてはまだ決まっていないんですが12月ぐらいを目途ということに考えておまして、またそのあと本会議につきましても1月頃を予定しております。これも先ほど通り委員の皆様には追ってご連絡をさせていただけたらなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

内藤委員：すいません。いいですか。先ほどショートステイ・トワイライトステイについてご意見あったんですけれどもそもそも27年度28年度は施策がなかったんですよね。やってなかったんですよね、門真では。見込みはあったけど、実施なしの前にそういう制度がまずなかったっていうことですよね。29年度は74名の確保があったにもかかわらず実施して無かったんですよね。

事務局：今のところは実施に至っていないということです。

内藤委員：実施に至っていないということは、「保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について」、っていうそういうお子さんがいなかったということですか。

事務局：子育て支援課です。今ご指摘いただいた計画の量の見込み27年度の確保方策の数字なんですけれども、これはアンケートによって出した人数になります。今回見直しについては実施状況としては27年からずっと実施はしておりませんので、30年度31年度についても、当初アンケートでとった数字をそのまま載せているというのが現状になります。ただ、潜在的ニーズとしては27年度以降この数字は把握はしているのですが、27年度以降、子育て支援課の方に実際にこの事業としての問い合わせをいただいた件数がほぼなかったというところで、例えば実際

にご指摘のあった一時的に家庭で養育をすることが困難になった場合に、そういった子どもさんがでたらどうするのかということなんですけれども、そういった場合は子ども家庭センターと連携してそちらの方の一時保護や施設入所の方になるということでやっております。その件数も毎年1件ないし2件、家庭において養育を受けることが、というところについてはそういう数字になっているので今後の方向性については記載させていただいている通りに、利用ニーズというのを見極めながら、引き続き検討していきたいということでこのような回答にさせていただきます。

内藤委員：ハードルが高いということですかね、なかなか。

事務局：実施についてですか。ハードルというよりは、重ねてになるんですけれども利用ニーズを見極めて、実際に利用ニーズがあるのであれば実施の方向でということで検討は要るのかなと思っておるところです。

内藤委員：さっき林さんがおっしゃってですね、私もこちゃんと見てなかったんですよ。で、えっ29年度全く無かったのかなと今びっくりしまして。あと、さっき私が申しました虐待とかあとお母さんが手を、っていうことが0歳児は特に割合が多いのでね、たぶん必要な、そこまで至らないにしても非常に苦しんでいる方たぶんたくさんいらっしゃると思うので、さっきおっしゃったこういうものをもっともっと、確保方策74という風にあるのであれば、乖離が190ってなるような状況になっていても不思議ではないようなものなのではなかなと思いましたので、積極的にこういう確保をしているのであれば、そんなに追いつめられる前に利用できるような方向で考えていただける方がいいのかなと思ったので、是非ハードル上げずに、お母さんがここに入れたいと言って入れるものではないと思うんですけれども。言っていることわかっていただけでしょか。

事務局：はい。おっしゃっている意味はよくわかりますので検討していきたいと思います。

内藤委員：ぜひよろしくお願いいたします。

委員長：すいません、今、内藤委員は議題1にまた戻ったわけですか。議題3でご意見は、と思っていたのですが、追加ということで。わかりました。ありがとうございました。

それでは先ほど事務局から2つほど今後の予定として説明がありましたけれども、ご質問はございますでしょうか。部会と本会議が2回ですかね。また期日の方は事務局から連絡が入るということでよろしいでしょうか。他、特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、「平成29年度第1回門真市子ども・子育て会議」を終了いたします。皆様ありがとうございました。